

関東地方に残る九間系民家の間取りの変遷について 千葉県に現存する近世民家を中心とした一考察

Change of the "Kokonoma housing plan" existing in the Kanto region A Study of the early modern houses existing in Chiba

○大塚凜¹, 重枝豊² 加藤千晶²*Rin Ohtsuka¹, Yutaka Shigeda², Chiaki Katou²

There are many types in the Kanto that have rooms called "Hiroma" of "3×3 ken" of the housing plan.. In the learn book of the Nihon Minka-en Japan Open-air Folk House Museum, which was published in 2017, This type is named "Kokonoma housing plan" by Nanae Nakao. However, no research has been demonstrated on the process of establishing this type, and many points are unknown. I would like to elucidate this type of feature by paying attention to the Shikidai entrance and the Drawing room.

I guessed at the difference between the disposition time of Hiroma and the Drawing room. I'll plan to study focusing on tree species and structure.

1. はじめに

平面の中心にひろま、又はざしきと呼ばれる 3 間×3 間を基本とした大きな部屋をもつ形式は、関東では千葉県、東京都、埼玉県、茨城県などに多く分布^{注1)}する平面形式である。この形式のうち埼玉県にみられるものは、関口欣也によって古四間取りと称されていた。^{注2)}2017 年に刊行された川崎市立日本民家園叢書の中で、中尾七重はこの形式を総括して九間系間取り^{注1)}と呼んでいる。しかし、この形式の成立過程について実証された研究はなく、整形四間取りなどの形式に比べて明らかになっていない部分が多い。

本研究では関東に広く分布する九間系間取りと中尾に定義された形式をもつ民家を、書院座敷や式台付き玄関の普及などに重点を置きながら、それぞれの特徴と系譜を明らかにしたい。まずはこの形式が多くみられる千葉県を中心として平面の分析をおこない、後に書院座敷の普及状況と架構、柱間寸法決定手法、歴史的背景について研究を進めたい。

2. 九間系間取りの特徴

九間系間取りとは土間に接する広間に押し板を設け、その背面に納戸を構える形式と中尾は定義している。^[1](図 1) 広間の隣には座敷が設けられ、座敷には 2 室続きのものがみられる。

千葉県には直屋の他に、土間と床上部が別棟になった分棟型民家や、曲屋といった形式の民家があるが、それらの民家にも九間系間取りの平面は確認でき、川崎市立日本民家園に保存されている国指定重要文化財作田家住宅は分棟型の九間系間取りである。千葉県内の国指定重要文化財では、花野井家住宅、御子神家住宅などが挙げられ、千葉県と非常に近い埼玉県八潮市

にある、国指定重要文化財和井田家住宅もこの形式である。県指定有形文化財では大沢家、平野家、藪家などが挙げられ、民家緊急調査報告書でも他に九間系間取りをもつ民家は確認できる。

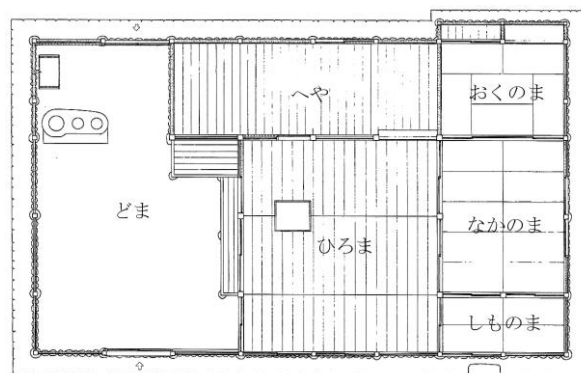


図 1 国指定重要文化財花野井家住宅 平面図
([2]より引用「第 1 図竣工平面図」)

3. 式台つき玄関をもつ九間系間取りの分布

九間系間取りの民家で見られる 2 室の座敷に続く 4 畳の部屋は、主に役人などを迎えるための玄関の間として用いられていた。特に下級武士や名主などの村役のなかには、式台を設けることで格式を示すものがみられる。

民家緊急調査報告書に記載されている九間系間取りの式台付き玄関をもつ民家の分布をみると^{注3)}、多くが千葉県にある。(図 2) 九間系間取りにおける式台は、4 畳の玄関の間に設ける例がみられ、花野井家(図 1)も復元前にはしものまに式台が設けられていた。千葉県指定有形文化財藪家住宅のように、ひろまの南側に簡略化された来客の入口を設けるタイプもみられる。茨城県も九間系間取りの民家は多くみられるが、千葉県ほど類似平面の分布はみられない。

1 : 日大理工・院(前)・建築、CST., Nihon-U. 2 : 日大理工・教員・建築 Co.,Ltd

表 1 関東の式台付き玄関を持つ九間系民家一覧^{注3)}

No.	世帯主	指定	報告書記載所在地	主屋創建年代	(西暦)	職
1	大沢茂樹	県指定	千葉 長生郡長生村字宮成1-111	寛文4年	1664	名主
2	川名達也		千葉 鎌南町小塚田156	18世紀後		名主
3	田村薫		千葉 長狭町南小町762	江戸時代末	1793-1868	
4	尾形岩雄	重文	千葉 南房総市石室301	18C前		名主
5	酒井一郎		千葉 印旛郡白井町今井201	18C前		
6	佐瀬岩人		千葉 山武郡松尾町野中	18C中頃		名主
7	木村正道		千葉 長生郡長柄町飯尾	明和7年	1770	
8	岡野谷藤郎		千葉 市川市宮久保1120	天保4年	1833	
9	板倉進		千葉 市原市池和田328	明治時代前	1868-84	名主
10	土方寅松		東京 日野町三沢	—		
11	花野井四郎	重文	千葉 流山市前ヶ崎418	17C後		牧士
12	和井田重男	重文	埼玉 八潮市八条2909	18C前半		名主
13	馬場和夫		千葉 市原市皆吉	18C後の遅い頃		
14	高橋功		千葉 八千代市吉橋2148	17C末-18C初		
15	山田薫		千葉 鴨川町花房1226	宝暦14年	1764	名主
16	平野勲	県指定	千葉 富津市亀沢554	寛延4年	1751	名主
17	滝田新太郎	重文	千葉 白井町平塚508	17C後		名主
18	菊間愛子		千葉 市原市島野1967	17C		名主
19	井下田昌利		千葉 長生郡長生村水口677	18C中		名主
20	井上洋一		千葉 香取郡千瀬町万才1953	18C後		名主
21	富沢政賢		東京 多摩村蓮光寺	—		名主

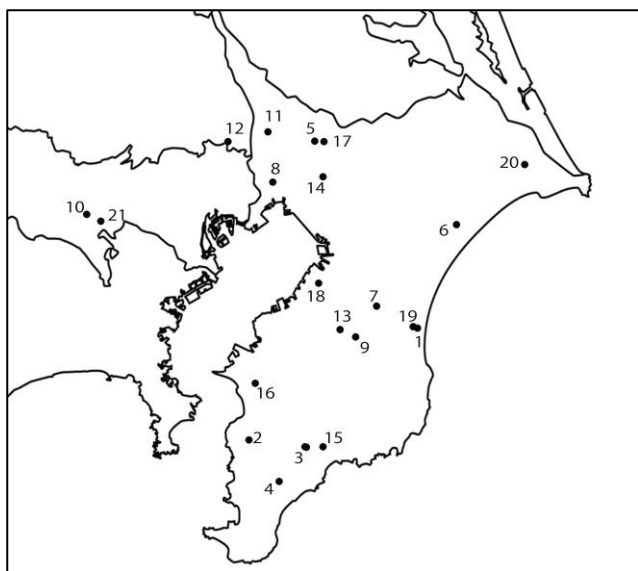


図 2 関東の式台付き玄関をもつ九間系民家の分布^{注3)}

式台がつけられる年代について、県指定有形文化財大沢家住宅の報告書に、墨書や記録によって裏付けられた変遷過程をみることができる。大沢家は旧上総国に位置していた民家で、徳川氏の房総開拓によって沼津から入植した家である。寛文 4 年(1664)に主屋が創建され、天保 11 年(1840)の改築時に式台を付加され、同時に押板が戸棚に変化し広間は仕切られて 3 室に分割した。^{注4)} 他には尾形家、平野家は創建時から式台が設けられており、式台は江戸時代の規制が撤廃された明治時代以降に付加する例もある。

4. まとめ

九間系間取りでは、ひろまに床の間の前身とされる押し板が設けられているが、どの民家も畳敷きの座敷がある。17 世紀に建てられた大沢家は床の間、違い棚も無い座敷がひろまの隣に設けられている。このこと

から、来客の為の正式な接客空間と押し板の設けられたひろまは別に考えられており、このひろまに設けられた押し板は床の間の役割を担っていないことがわかる。書院座敷の部屋が正式な接客空間(役宅部)であり、さらに多くの民家でひろまは後世の改築で分割され、一部では押し板が消失した。

どの民家も創建時からひろまに押し板は存在したが、徐々にひろまとともに消失して書院座敷が整えられ、式台つき玄関が付加された。

ひろまにおける押し板は床の間ではなく、別の意味があったことも考えられる。合理的でないひろまの空間を後世に分割したり押し板を消失させたりするのは、創建時にはあったひろまのもつ何らかの象徴性が、改築が行われる時代には失われてしまっていたことを意味する。

今後は編年の作成と、この形式が普請をする際にどの部屋を重視して柱間寸法を決定していたのかを検証するために畳寸法だけでなく軸部の構造についても調査を進める。加えて部材の木種と製材方法もみることで、架構の特徴についても研究をすすめ、平面との関係を明らかにしたい。

5. 注釈

注 1)参考文献[1]p.110~120 で定義されている。この間取りを示す呼称が無い為、本稿では中尾の「九間系間取り」を用いるが、今後この名称についても検証する必要がある。

注 2)参考文献[5]埼玉県の民家 p.11

注 3)民家緊急調査報告書に平面図が記載されている民家のうち、式台の表記があるものや修理工事報告書、現地調査で式台確認できたものを一覧にした。

注 4)参考文献[3]p.20

6. 参考文献

[1]中尾七重、坂本稔：「日本民家園叢書 13 合掌造りはいつ建てられたか—炭素 14 による民家年代調査—」, 株式会社東洋書林, 2017

[2]千葉県野田市：「重要文化財 旧花野井家住宅修理工事報告書—増補版—」, 真陽社, 1991

[3]習志野市教育委員会：「重要文化財 旧大沢家住宅移築復原工事調査報告」, 新報社, 1987

[4]丸山町：「重要文化財 旧尾形家住宅移築修理工事報告書」, 真陽社, 1972

[5]埼玉県教育委員会, 千葉県教育委員会：「日本の民家調査報告書集成第 5 巻関東地方の民家 2 埼玉 千葉」, 株式会社東洋書林, 1998